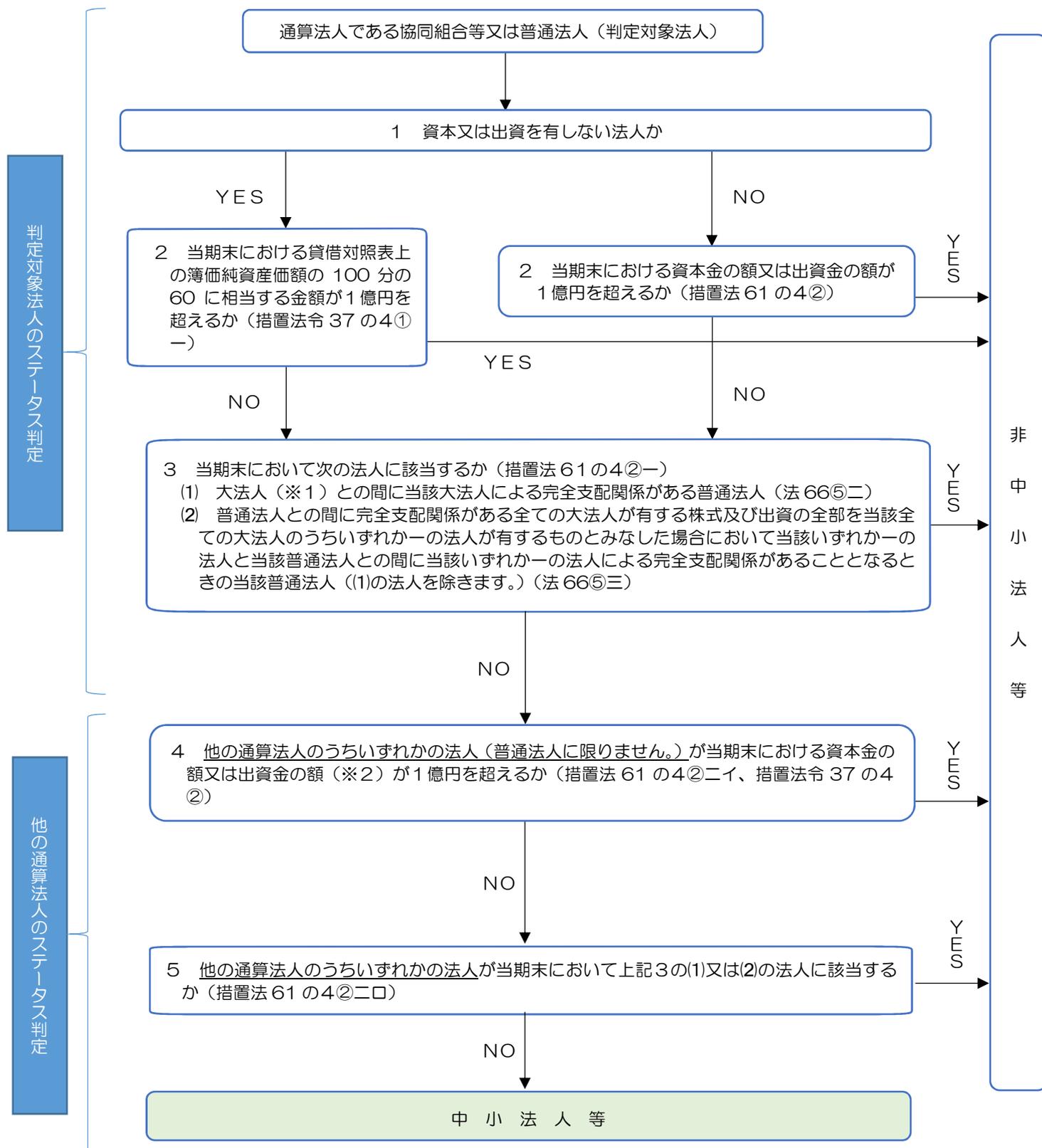


## 交際費等の損金不算入（定額控除限度額の特例）における中小法人等の判定

通算法人が中小法人等に該当する場合、交際費等の損金算入限度額の計算における定額控除限度額の特例の適用上、通算定額控除限度分配額を定額控除限度額として適用することとされています(措置法61の4③二)。この中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(※1) 大法人とは、次のイ～ハの法人をいいます（法法 66⑤二）。

イ 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人

ロ 相互会社（外国相互会社を含みます。）

ハ 受託法人

(※2) 他の通算法人が資本又は出資を有しない通算親法人である場合には、判定対象法人である通算法人の適用年度（その通算法人が措置法第 61 条の 4 に規定する交際費等の損金不算入の適用を受ける事業年度をいいます。以下同じです。）終了の日以前に最後に終了した当該他の通算法人の事業年度終了の日における簿価純資産価額（当該適用年度終了の日以前に終了した当該他の通算法人の事業年度がない場合には、当該他の通算法人の設立の日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した金額）の 60%相当額とします。

(※3) 判定対象法人である通算法人が中小法人等に該当するかどうかの判定は、他の通算法人の適用年度終了の日の現況により判定します。通算親法人の事業年度の中で通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における判定についても同様です（措通 61 の 4(2)－8）。

(※4) 判定対象法人である通算法人又は他の通算法人のうち、いずれかの法人が受託法人に該当する場合には、その通算法人は大通算法人となり（法 66⑥二）、中小法人等には該当しないこととなります（措令 1 の 2 ③による読替え後の措法 61 の 4 ②）。

(※5) 適用除外事業者の判定は必要ありません。